

令和4年9月9日

報道関係者各位

山県市

職員の処分について

下記のとおり懲戒処分等を行ったので、公表します。

- 1 処分年月日** 令和4年9月9日
- 2 被処分者** 教育委員会 主査 男性職員（50歳代）
- 3 処分内容** 減給 10分の1 3箇月
- 4 処分の理由**

当時、伊自良支所勤務であった被処分者が、市内に実家のある女性（市外在住）に個人的連絡をする目的で、女性の世帯情報を検索し、その世帯員の名前から電話帳で電話番号を調べ、令和4年7月28日に女性の実家に電話をした。

本事案行為は、市及び市職員全体の信用を失墜させる行為であることから、地方公務員法第29条第1項の規定に基づき処分を行った。
- 5 管理監督者** 伊自良支所 支所長 厳重注意（口頭）

【本件に関する報道関係者からのお問い合わせ】

山県市総務課人事秘書室 室長 宇留野

Tel : 0581-22-6821 Fax : 0581-27-2075

Mail : somu@city.gifu-yamagata.lg.jp